

長崎市監査公表第7号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和5年3月27日

長崎市監査委員	柴	原	慎	一
同	三	谷	利	博
同	奥	村	修	計
同	林		広	文

令和4年度

監査報告

財務監査(定期監査)及び行政監査

情報政策推進室

市民健康部

商工部

文化観光部

まちづくり部

中央総合事務所

東総合事務所

北総合事務所

上下水道局業務部

教育委員会教育総務部

教育委員会学校教育部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象

部局名	所属名
	情報政策推進室
市民健康部	地域保健課、新型コロナウイルスワクチン接種事業室、 地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、 国民健康保険課、後期高齢者医療室、保健環境試験所、 動物愛護管理センター、伊王島国民健康保険診療所、 高島国民健康保険診療所、池島診療所、小口診療所、 野母崎診療所
商工部	産業雇用政策課、商工振興課、ふるさと納税推進室
文化観光部	観光政策課、観光交流推進室、文化財課、 シーボルト記念館、サント・ドミンゴ教会跡資料館、 南山手地区町並み保存センター、 東山手地区町並み保存センター、須加五々道美術館、 南山手レストハウス、外海歴史民俗資料館、世界遺産室、 出島復元整備室
まちづくり部	都市計画課、公共交通対策室、長崎駅周辺整備室、 まちなか事業推進室、景観推進室
中央総合事務所	総務課、地域福祉課、生活福祉1課、生活福祉2課、 地域整備1課、地域整備2課、滑石地域センター、 福田地域センター、茂木地域センター、 式見地域センター
東総合事務所	地域福祉課、地域整備課、日見地域センター、 東長崎地域センター
北総合事務所	地域福祉課、地域整備課、三重地域センター、 外海地域センター
上下水道局業務部	総務課、経理課、料金サービス課
教育委員会教育総務部	東公民館、西公民館、南公民館、滑石公民館、 外海公民館、戸石地区公民館、福田地区公民館、 三重地区公民館、黒崎地区公民館、市立図書館
教育委員会学校教育部	式見小学校、手熊小学校、滑石小学校、大園小学校、 北陽小学校、三重小学校、畝刈小学校、横尾小学校、 小江原小学校、虹が丘小学校、鳴見台小学校、 桜が丘小学校、神浦小学校、形上小学校、長浦小学校、 村松小学校、外海黒崎小学校

第3 監査の範囲

令和3年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務を対象として、次の3点を重点項目とした。

1 重点項目

- (1) 収入事務 諸収入に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 委託料に係る一連の事務手続き
必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

第4 監査の期間

令和4年9月1日から令和5年3月22日まで

第5 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 収入事務
 - ア 調定事務 根拠法令等、調定の手続き
 - イ 収納事務 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理
 - ウ 現金取扱事務 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い
- (2) 支出事務 業務委託の内容、契約方法、監督及び検査
- (3) 現金等管理事務 釣り銭、切手及びICカード等の管理・保管状況

第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。
また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第7 監査委員の除斥

奥村修計監査委員は、監査の対象のうち日見地域センターの収入事務の一部について地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第8 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。
その結果、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。
なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）

1 収入事務について

(1) 修学旅行ガイドツアー参加費に係る事業の意思決定について

[観光交流推進室]

修学旅行ガイドツアー参加費として一人当たり小学生 300 円、中高生 500 円を徴収し、諸収入として受け入れているが、この参加費の徴収に関し、その額の設定根拠や徴収方法等について、意思決定を行っていない。

市の歳入として受け入れるためには、その前提となる根拠がなければならないものであり、そのために必要となる意思決定を行うなど、適正な事務処理を行われたい。

(2) 運営実績による納付金、売店の売上に係る変動納付金及び自主事業の売上に係る変動納付金に係る歳入の年度区分の誤りについて

[出島復元整備室]

出島の指定管理者である出島V O Fからの運営実績による納付金、売店の売上に係る変動納付金及び自主事業の売上に係る納付金について、出島復元整備室が当該納付金額の確定をしたのが、令和4年4月22日であった。出島の指定管理に係る協定書において、事業報告は翌月末までに、年度事業報告書は4月30日までに提出しなければならない旨規定されており、指定管理者は期限内に必要な書類を提出したものであるが、その確定の時期からすると、本来なら当該納付金は令和4年度の収入とすべきところ、令和3年度の収入として処理をしていた。

調定の時期については、地方自治法施行令第142条に規定されているところであり、年度区分の誤りがなく、適正な事務処理を行われたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 契約事務における必要な事務手続きについて

今回、監査した中で、見積依頼の決裁及び文書による業者への見積依頼並びに監督職員の指名簿による指名及び指名簿中の職務内容の記載などの必要な事務手続きが行われていない事例が散見された。

契約事務においては、それぞれの段階で定められた事務手続きが不可欠であり、毎年、契約事務担当者に対する研修が行われるとともに、新規採用時や経験年数に応じた研修も実施され、職員の資質向上に努めているところである。

しかしながら、依然として、契約事務に係る職員の理解不足による誤りが認められることから、事務手続きのフロー図やチェックリストを作成するなど、一連の事務手続きが確実に行われるよう、組織としてのチェック機能が十分に発揮される仕組みづくりに努められたい。